

筆者

中村芳生

昭和三十四年五月二十日 東京大学新聞連載  
昭和三十四年五月二十七日 東京大学新聞連載

## 衛生看護学科事務組織の特殊性

中村芳生

医学部衛生看護学科（略称衛看）の教育内容、目的等については、既に本学の教授、助教授全員に印刷物を配布したりして宣伝これつとめてきたので、おぼろげながらその存在が認識されつつあるが、その事務組織の特殊性については、ほとんど知られていない。

周知のとおり医学部関係の部局は三つある。医学部、医学部附属病院（略称本院）、医学部附属病院分院（略称分院）の三者がそれであり、学部長、病院長、分院長がそれぞれ部局

長になつております。各々事務部を有し、その長

はそれぞれ事務長、事務部長、事務長である。

ところがこの三部局の相互関係が複雑である。名称の上からは、医学部の附属が本院であり、そのまた分家が分院である。しかし予算的には各々がまつたく独立している。さら

に人事に関しても、助手以下の教育職の職員および行政職、医療職等の職員はその身分上の配置が三部局に分かれている。ところが教授、助教授、講師はその身が三部局のいずれにあ

るうが、ひとしく医学部の職員である。

さて、征看では他の自然科学系の学部、すなわち農、工、理学部における各学科と同様に、事務室が置かれ、その長は事務主任である。

「このことは国立学校設置法施行規則第十条に明確に規定されている。

また、征看には他学科にならつて、学科主任というものがあるが、これは官制上の職名ではなく、部局長たり得ないことは教育公務員特例法第ニ条第ニ項および同法施行令第十六条によつて明らかであつて、どこの大学でも誠にお役目ご苦勞的な存在となつてゐる。

動の執行はできない。ところがここに征看の微妙な立場が存在するのである。つまり制度上は医学部の一学科でありながら、空洞的には分院の中にあるということである。

そこで創設当時のとりきめにより、征看の庶務、人事、教務等に関しては医学部に属し、司計、給与、用度、施設等に関しては分院に属するという複雑な様相を呈している。これでは征看はまるで沖縄のようなすつきりしない存在となつてゐる。

例えはある者を征看の職員として新規採用する場合、その採用が発令になるまでの手続<sup>き</sup>は医学部長を通じて行われるが、一旦その者が採用された時は、給与の手続は医学部長

から離れて分院長を通じて行われる。またその右についての共済組合事務はもはや医学部とも分院とも離れて征看独自の立場で行われる。

また點算一本の購入にも、一円の予算要求一坪の建築計画をするにも、医学部長ではなく分院長を通じて行われるのである。

教務に因しては、征看は本学唯一のたて割の責任となる。なんとなれば彼女らは最初から医学部の学生として入学しているからである。生にいえど、学生は駒場町、学科主任と事務主任は雑司ヶ谷町、学部長は本郷土町にそれぞれ鎮座させているから学生の出した一片の願い書に対し、学部長の決裁を得て、その許可書が本人の手許に届くまで

には、多大の時間と労力を要することになる。教養学部と医学部に征看の事務員を一名ずつ常時駐在させているが、これでも入手は足りない。

またかりに教養学部に委託されている征看の一・二年生が何か問題を起したとしても、これは教養学部長の責任ではなく、医学部長の責任となる。なんとなれば彼女らは最初から医学部の学生として入学しているからである。

それから本郷では学生に対する日本育英会奨学生の支給事務は、各学部の仕事ではなくて、学生部厚生課で取扱われているのであるが、征看では自前の仕事となっている。

また採業料債权・寄宿料債权に関する事、特にその徵收事務は、本富士町のどの学部でも扱われておらず事務局經理部經理課の仕事となつてゐるが、征看では分院の専任收入官吏のよき協力を得て、これを取扱つてゐる。

用度、給与、建築、予算等についても、他の学科ではなく学部で取扱つてゐるような仕事の領域まで、征看では受持つてゐる。

「」の他に学生二十五名を収容する雜司、各寮な征看にあるが、学寮を一つ抱えていふといふことは、その管理、厚生補導に関する事務を非常に大へんなものにしてゐる。

また本学においては学内の掲示および部屋貸付に關し、制度よりもむしろ場所に重きを

置いてその所管を區別している。征看の所轄地が医学部々局の中にあるのならば問題はないが、分院部局の中にあるから、その手続きが複雑化してくる。

例えば掲示については、学部共通細則の「掲示に關する内規」があるが、これによれば征看の掲示場は分院長の管理するところとなる。しかし特に学生部長の承認を得て、征看主任が分院長の委嘱を受けてこれを管理する」としてゐる。

また部屋貸付については「学部附屬の詣室・會議所又は学生控所貸付規定」があるが、この規定が学部以外の部局、例えば分院に対して拘束力があるか否か疑問である。そこで

征看ではやはり学生部長承認のもとに、この規定の「学部」あるいは「部局」を「学科」と読み替え、かつ「学部長」あるいは「部局长」を「学科主任」と読み替えて、これを適用している。

前述のように征看の事務が複雑を極めるのは、単に学内のみならず対外的にもそうである。それは征看が、保健助産婦看護婦<sup>法</sup>第十九条第一号による保健婦学校、および同法第二十一条第一号による看護婦学校として文部大臣より指定されているという事実である。

文部省大学々術局の大学課から見れば、征看は一大学の一学部の一学科であるが、同局の技術教育課から眺めると、征看は二つの性

格を帶びた「学校」であり、学科主任は「校長」ということになる。このため征看には全国の他の保健婦学校養成所および看護婦学校養成所と同様に、文部省、厚生省、東京都等との間に報告書提出その他の事務的な折衝が少なからずある。

現在征看は八講座を有し胚員数は七十名以上である。このうち四講座は臨床関係であります。各々の講座担任の教授はそれぞれ分院の各診療科の医長を併任しており、そのうち一名は分院長となつてゐる。このように分院・征看双方の胚員があたかも二つの熊手をかみ合せたように入り組んでゐるので、ますます複雑な状態を呈してゐる。このような上層部のみ

ならず、末端の下部構構に至るまで、双方の  
眩眞が混然として併いている。

ところがここに向題がある。それは教授、  
助教授、講師、すなわちごく少數の幹部を除  
いては、分院の眩眞と征看の眩眞とは眞分上  
別々の部局に屬していることである。これで  
はちょうど、人種は同じだが国籍は異なるとい  
う二つの軍隊を一つの兵營に入れて訓練して  
いるようなもので命令系統や昇進の仕方等が  
大いに違つてゐるのである。

以上